

事務連絡

令和5年1月30日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿  
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 補佐官

「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」の  
閣議了解に伴う不動産登記事務の取扱いについて

本月27日付けで、「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」が閣議了解され、別添のとおり、官報を提出すべき申請において、官報に代わるべき情報として官報情報（官報に記載すべき事項に係る情報をいう。）を記録する電磁的記録を提出することができることとされました。

上記閣議了解に伴い、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が提供するインターネット版官報で利用される電子証明書「SECOM Passport for Member PUB CA8」（セコムトラストシステムズ株式会社）について、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第43条第2項及び第52条第2項の規定に基づき法務大臣が定める電子証明書に追加されましたので、お知らせします。

なお、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意願います。

#### 記

- 1 不動産登記の申請（囑託を含む。）において、公告したことを証する情報として官報又はその写しの提供が必要とされている場合には、インターネット版官報を提供することで差し支えない。

なお、この場合に提供するインターネット版官報は、該当する記事が掲載されているページのみを提供することで足りる。

おって、官報情報検索サービスの記事検索で抽出した記事には印刷局の電

子署名が付与されていないため、これを提供することは認められない。

- 2 インターネット版官報に行われた電子署名に係る印刷局の電子証明書は、登記・供託オンライン申請システムにおいて検証することができないため、インターネット版官報が提供された場合には、登記官は、別紙「手順書」により、同システム外で電子証明書の有効性を確認する必要がある。
- 3 本月4日以降に発行されるインターネット版官報には、印刷局の電子署名に加えてタイムスタンプも付与されているところ、タイムスタンプについては、特段確認を行う必要はない。
- 4 上記1本文の場合において、添付情報としてインターネット版官報の写し書面で提供されたとき、又はインターネット版官報の写しに申請人が電子署名をした情報（規則第43条第2項又は第52条第2項に定める電子証明書が併せて送信された場合に限る。）が提供されたときであっても、これを適式の添付情報と取り扱って差し支えない。

## 行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について

〔 令和 5 年 1 月 2 7 日 閣 議 了 解 〕

官報を提出すべき申請において、官報に代わるべき情報として官報情報（官報に記載すべき事項に係る情報をいう。以下同じ。）を記録した電磁的記録を提出することができるよう、内閣府は独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と連携して下記の措置を講ずるものとする。

### 記

国立印刷局ホームページに掲載される官報情報と官報に記載された事項の同一性の確保をより一層徹底するため、当該官報情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるよう、内閣府は国立印刷局に対し、現在実施している当該官報情報への電子署名に加えて、当該官報情報にタイムスタンプを付与すること等について必要な指示を行う。